

江戸川区アスベスト除去等 工事費助成のご案内

江戸川区では建築物のアスベスト対策として吹付アスベストの除去等の工事費の一部を助成します。

1. 助成対象者

江戸川区内にあるアスベスト含有吹付け材を有する建築物を所有する個人又は法人
(複数人で当該建築物等を所有している場合はその代表者)

※区分所有者の場合はご相談ください。

2. 助成対象となる工事

アスベストが含有されている吹付け材の除去、囲い込み又は封じ込めの工事

※アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材及び成形板等(いわゆるレベル2及びレベル3)
は対象となりません。

※解体を目的とする除去工事は対象となりません。

※一敷地の建物に対して一回のみの助成となります。

3. 助成対象の建築物等

次の要件をすべて満たしている建築物等が対象です。

(1) アスベスト含有調査済みで、アスベストが含有されていることが明らかな建築物

(2) アスベスト含有吹付け材を除去工事完了後、引き続き使用する建築物

4. 助成内容

建築物の用途	助成率	助成限度額
住宅(兼用・併用住宅含む)	除去工事費用の3分の2	30万円
その他の建築物		100万円

※予算の範囲内での助成となるため申請を予定している方は早めにご相談ください

5. 助成事業のスケジュール

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

※助成の交付申請を令和6年11月30日までに終える必要があります。また工事を経て請求までの手続きを令和7年2月15日までに終了する必要がありますので無理のないスケジュールでお願いします。

6. 助成金の申請方法

工事着手前に、所定の申請用紙に記入・押印の上、必要書類を添付して窓口に提出してください。申請用紙は区のホームページからダウンロードできます。

7. 手続きの流れ

(1) 事前相談[所有者] ※アスベスト含有の有無が不明の場合は、分析調査が必要です。

調査費用の助成も行っておりますので、ご相談ください。

【申請・問合せ先】環境課指導係 TEL 03-5662-1995

(2) 現場確認[区]

(3) 「江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付申請書」(第1号様式)の提出[所有者]

添付書類

①案内図

②配置図

③平面図・・・施工範囲と箇所を明示

④現況写真・・・建築物等の外観および施工箇所

⑤建築物等の所有者・建築年月日・用途・構造を証する書類

・三か月以内に発行された登記事項証明書

・確認通知書または検査済証の写し、あるいは建築確認申請受付台帳記載事項証明書

⑥吹付け材等の分析結果報告書

⑦複数工事業者の見積書

⑧法人に係る登記事項証明書(法人の場合)

⑨分譲共同住宅の管理者であることを証する書類及び工事実施の決議を証する書類(共用部分の場合)

(4) 助成金交付決定の通知[区]

(5) 除去工事の実施・完了[所有者]

(6) 「江戸川区アスベスト除去等工事費助成金交付請求書兼支払金口座振替依頼書」(第3号様式)

添付書類

①施工業者との契約書の写し

②施工業者の発行した領収証の写し等の支払いを証する書類

③支払内訳書(アスベスト含有吹付け材の除去・処分費であることを示す明細)

④施工業者が発行した除去工事完了報告書類(写真等を含む) ※

⑤工事に関与した「建築物石綿含有建材調査者」の講習修了証の写し ※

(7) 助成金の交付[区]

※ 平成28年度より、アスベスト助成金の交付には建築物石綿含有建材調査者の関与が必要です。具体的には除去等工事の実施に際し、石綿作業主任者によるアスベスト除去等に関する作業計画の策定に「建築物石綿含有建材調査者」を関与させるとともに、当該計画等に基づく現場体制に基づき実施することが必要となりますのでご注意ください。(資格者について詳しくは国土交通省のホームページを参照ください)

申請窓口

江戸川区 都市開発部 建築指導課 調査係 (第3庁舎1階)

TEL: 03-5662-1104 (直通) FAX: 03-5607-2267